昭和33年11月21日

♦規則 ♦告示 土地改良事業調査委嘱等に関する規則

Ħ

土地改良事業の認可

建設業者の登録まつ消

建設業者の変更登録

牛の緒核病及びブルセラ病の検査牛の移入禁止区域の解除

土地改良区の換地計画の認可土地改良区の換地計画の変更認可

土地改良区の成立

森林区施業計画の公表

⇔難報 ◆選管告示 食糧事務所日野上出張所の位置変更 選挙管理委員会の招集

正誤 中訂正昭和三十三年十一月二日選管告示第五十六号

♦

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可程週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

規

則

土地改良事業調査委嘱等に関する規則をここに公布する。 昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

辺

鳥取県総務部長

捨

男

鳥取県規則第五十三号

(目的)

土地改良事業調査委嘱等に関する規則

第一条 以下「法」という。)の規定により知事が土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。

業を審査するための専門技術者の委嘱又は任命(以下 「委嘱」という。)の範囲、方法並びに調査及び報告

等の要領は、この規則の定めるところによる。

(委嘱の範囲及び方法)

前条の専門技術者は、農地の改良、開発及び保 次条に掲げる

全に関し専門的智識を有する技術者で、 専門部門につき三年以上の実務経験を有する者のうち

経済部門

土木部門

行い、

調査報告書(別記様式)を共同作成して、

知事

に提出しなければならない。

(調査の指名)

土地改良事業に関し、

前条の規定により委嘱し

カ、

5

知事が毎年これを委嘱するものとする。

昭和33年11月21日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2974号 2 第三条 関係すると予想される者若しくは営利法人の役職員は 定款を定めることに関し援助を与えた県の吏員並びに 項の規定又は同条同項の準用規定により事業計画及び の基準により行うものとする。ただし、法第七条第三 ときは、その規模の大小、内容等に応じ、おおむね次 た者のうちから知事が専門技術者を指名しようとする 除くものとする。 一般民間人で、現にその土地改良事業に関し又は近く 準

若しくは変更の場合 地質、土じよう肥料部門

気象部門

かんがい排水施設又は農業用道路等の新設、

農学部門 土木部門

> 朩 経済部門

かんがい排水施設又は農業用道路等の管理の場合

土木部門 農学部門

経済部門 地質、土じよう部門

区画整理の場合 農学部門

土木部門

経済部門

開田又は開畑の場合

地質、土じよう肥料部門

口 農学部門

廃

土木部門

経済部門 山林部門

埋立又は干折の場合

農学部門

¥ . *

7

農地又はその保全若 水産部門 くは利用上必要な施設の災

> 第五条 (旅費)

調査員で、職員等の旅費に関する条例(昭和二

害復旧の場合

土木部門

口

経済部門

地質、土じよう肥料部門

農学部門

暗きよ、排水、 客土及び床締の場合

経済部門

土木部門

地質、土じよう肥料部

農学部門

(調査及び報告の要領)

第四条 法及び調査結果の取まとめ要領等につき協議の上、そ れぞれの専門的見地から書類調査及び現地共同調査を 指名を受けた専門技術者は、 分担事項、 調査方

> との規則は、 其 公布の日から施行する

別表専門委員の例により支給するものとする。

する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号) 者の旅費等については、特別職の職員等の旅費等に関 十七年十一月鳥取県条例第四十号)の適用を受けない

蓧

鳥取県知事

圕

갬

併

 \blacksquare

Щ

調剤

逥 田

土地改良事業計画に対する調査について (報告) 鱼 田

书 \boxtimes 勿

籴 旦 日付で委嘱された上記地区の

昭和

調査結果は、別紙のとおりであ ります。

第2974号

I

必要な理由及びその程度

₽

查報告書

維持管理を除く一般土地改良事業の場合

この事業施行の必要性

示

昭和33年11月21日 金曜日 鳥 取 県 公

 $^{\circ}$

 \prod П 不必要な理由 自然的条件 社会経済的条件 自然的条件

この事業施行の可能性 社会経済的条件

Ţ 可能な場合 社会経済的条件 自然的条件

不可能な場合はその理由

II $\underline{\mathbb{I}}$

方法 さらに適切であり又は可能な方法があればその

事業主体がこの事業を行うこ

とに対する技術的意

迅

土地改良事業計画に対する専門技術者の調

 \mathcal{C} の事業によつて生する経済効果

I 効用及びその算出基礎

 $\underline{\mathbb{I}}$ 費用及びその算出基礎

この事業の費用の地元負担者について、その能力 効用と費用との比較及びその算出基礎

6 5 この事業施行によつて影響する他の事業について

の処理対策

 Π I 土地改良事業以外の事業がある場合 他の土地改良事業のある場合

の管理方法に対する技術的意見 この事業施行によつて生する施設がある場合、

N

9 8 結論及び勧告 その他計画に記載されている事項に対する意見

В 維持管理事業のみの場合

計画書に記載されている事項等につき、自然的条件及 び社会経済的条件からその妥当性、合理性を検討し、 さらに適切可能な方法があればその方法を記載すると

`*`*}>

7

6

鳥取県告示第五百四十三号

暗渠排水事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九 国分寺土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする 十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条

昭和三十三年十一月二十一日

の規定により、昭和三十三年十一月二十日認可した。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡

辺

捨

男

登録年月日

(ほ)第四九〇号鳥取県知事登録

三三

Ζī

木

登

録番号

名

称

割

所

八頭郡郡家町大字池田

郎 まつ消年月日

一三 一三 一二

鳥取県告示第五百四十四号

より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。 よる廃業届があつたので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定に 同法第十五条第一項の規定に

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨

男

申請者氏名

石本

 $\frac{1}{0}$

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、 鳥取県告示第五百四十五号 次 のように建設業者登録簿に昭和三十三

5

検

查

期

日

検 査 6

昭和三十三年十一月二十一日

(に)第三七二号鳥取県知事登録 録 番 号

> 昭三三、三、 一七

月

H

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長

商号又は名称

昌立建設株式会社

八頭郡智頭町智頭

辺

捨

男

主たる営業所の所在地

(新) 長寺 申 請 者

谷谷 氏 名 茂鋳

鳥取県告示第五百四十六号

禁止区域の指定)のうち宮崎県を解除する。 昭和三十三年九月鳥取県告示第四百三十九号 (牛の移入

昭和三十三年十一月二十一日 鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

辺

男

鳥取県告示第五百四十七号

から、 次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施する 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六

> 号)第六条の規定により、 けることを命ずる。 牛の所有者に対して検査をう

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長

実施の目的 結核病及びブルセラ病の予防 のため

渡

辺

男

実施の区域

別表のとおり

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供す 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 る目的で飼育 している雌牛及びこれらの牛と同一施

) 1/25°

' >

設内で飼育している牛。ただし、 一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。 生後六億月分娩前

実施の期日 別表のとおり

74

検査及び注射駆除の方法

五.

病……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検

査

别

表

区 域 検査場所

福石 栄見

福栄村 日野郡石見村、 "村/ 查場

一十 一十月 四日

二十七日

"二十五日

"二十八日 /二十九日

"

/二十六日

黒坂町 黒坂町 /

11 11

伯多 南里 町村

伯**〃** 南町

多里村、

鳥取県告示第五百四十八号

て、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五羽合土地改良区から申請のあつた換地計画の変更につい

7

認可した。 十二条第一項の規定により、 昭和三十三年十一月二十日

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 辺

摿

男

鳥取県告示第五百四十九号

認可した。 十二条第一項の規定により、 て、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五 大山町上万土地改良区から申請のあつた換地計画につい 昭和三十三年十一月二十日

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

辺 捨

刃

鳥取県告示第五百五十号

十四年法律第百九十五号)第十条の規定により のあつた青谷町夏泊土地改良区は、土地改良法(昭和二 気高郡青谷町大字夏泊長田好春ほか十四人の者から申請 昭 和三

鳥取県告示第**五百五十一**号

の場所において公表する。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

渡

辺

搶

男

項の規定により、22~30森林区の森林区施業計画案を次 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七条第一

十三年十一月二十日成立した。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

辺

捨

男

昭和三十三年十一月二十一日

日時 昭和三十三年十一月二十二日 鳥取県選挙管理委員会委員長

武井正雄

午後一時

場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

 \equiv

議題

鳥取県知事選挙の巡視につい

T

雜

報

昭和三十三年十一月二十 出張所の位置変更につい 鳥取食糧事務所長 坂 日日

H

久

日野上出張所

鳥取県中部山林事務所

鳥取県庁

移転年月日

昭和三十三年十一月一日 日野郡伯南町生山

一四二番地の四

誤

正

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

選挙管理委員会告示

第二開票区 開票区名 第二六、第二七投票区第四、第五、第六、第 X ___ Q 第二三、

域

第二四

00070

箇所について誤り

があつたので訂正する。

第2974号

ìΕ 域

第二五、第二六、第二七投票区第四、第五、第六、第一〇、第二三、 X 第二四

昭和33年11月21日 金曜日 鳥 取 県 公

第二開票区

開票区名

昭和三十三年十一月二日鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号(米子市の区域を分けた開票区の区域の改正)

. . . .

(1 -

中次の